

第6回多摩市障がい者基本計画等策定市民委員会 要点録

1 開催日時

平成29年11月21日（火） 午後6時～午後8時00分

2 開催場所

多摩市役所 301・302 会議室

3 出席者

〔委員〕 矢島卓郎 委員（委員長）／藤吉さおり 委員（副委員長）

北山文子 委員（副委員長）

市川香織 委員／岩橋誠治 委員／井上英子 委員／

植草久子 委員／岡崎和子 委員／折笠富子 委員／

金井誠 委員／木村英子 委員／清水美代 委員／

瀬尾敏也 委員／堀江太郎 委員／山崎誠 委員

※勝手春幸委員、田川越士委員、松岡都委員、森田淳嗣委員は欠席

4 次第

(1) 開会

(2) 計画策定のポイントについて

(3) 多摩市障がい者基本計画素案（案）について

(4) 多摩市障害福祉計画・多摩市障がい児福祉計画素案（案）について

(5) その他

(6) 閉会

5 議題（要旨）

・計画策定のポイントについて・・・資料1

【委員長】 まず、資料1の多摩市障がい者基本計画、第5期多摩市障害福祉計画・第1期障がい児福祉計画策定のポイントについて事務局より説明をお願いします。

（事務局より資料に基づき説明が行われた）

【委員長】 今回の計画のポイントとして、以前の計画にはなかったが新たに設けた項目と国の施策に沿って次期計画に設けた内容を中心に、説明があったが、何か質問や意見はあるか。

【委員】 基本計画の施策の方向性に“防犯対策の推進”とあるが、ここに上げられている意味を確認したい。

【事務局】 資料2の39ページに記載があり、今回の基本計画から新たに盛り込んだものである。内容についてはこれまでの議論の中で、すでに策定市民委員の方からご意見を頂いている。

【委員長】 他になければ次の議題に移る。また、資料2のところでもご意見をいただきたい。

・多摩市障がい者基本計画素案（案）について・・・資料2

（事務局より資料に基づき説明が行われた）

【委員長】 まず、章立てについては、私から事務局へ計画全体で関連性を持った、わかりやすいものとなるように体裁を整えてほしいとお願いしていた。変更されたが、これでよいか。

【委員】 （反対意見なし）

【委員長】 よろしいか。続いて、事務局より説明のあった基本計画素案について、何か質問や意見はあるか。

（各節ごとに内容・文言の修正と追加等について確認）

【委員】 “虐待の防止の推進”について、通報義務の周知とあるが、これまではどこに通報されていたのか。虐待の実態はどのような状況なのかを知りたい。また、計画に記載しても通報の義務を周知するための実行性はあるのかと思うところもある。

【事務局】 通報については、施設内で虐待があったということについて、関係機関の職員から市へ通報があり、調査を行っている状況がある。虐待の通報については件数としては少ない。周知の方法については、市のホームページ、ハンドブックや、自立支援協議会の意見などを聞きながらどのような取組を行えば周知が進むのか考えていきたい。

- 【委員】 警察に通報があり、警察から市へ連絡が入るということもあるのか。
- 【事務局】 警察から市への連絡はない。虐待を受けた本人や目撃した人の連絡というもので、市では事実関係の確認をしている。
- 【委員長】 虐待件数のデータは集計など、どこで行い公表しているのか。
- 【事務局】 件数については市で把握しており、去年は通報件数としては11件であり、うち認定は2件であった。今年は今時点5件の通報があり、全て認定する案件ではなかった。
- 【委員】 最近では虐待防止の研修なども盛んに行われており、新聞などでも虐待についての報道がある。多摩市外の施設などに通う多摩市民の障がいの方も多いが、そのような方の虐待についての情報は入ってくるのか。
- 【事務局】 虐待などが確認された施設に市民がいた場合、都外の場合には都が間にはいり連絡があるが、市でも状況確認を行っている。状況に応じて、虐待が発生した施設だけではなく、同じ法人が運営する施設にも状況確認を行うこともある。
- 【委員】 必要な薬を飲ませないなどの、医療を受けさせないことや、本人が希望しているのにサービスを受けさせないというような、虐待の判断が難しいものもある。重度の障がいを持つ子どもの親は育児が大変で、虐待に近い状態になってしまうケースもある。市へ通報というところまでは至っていない。
- 【事務局】 虐待も複雑なケースがある。また、窓口としては子どもに関しては子育て総合センター等様々な窓口もあるので連携していきたい。
- 【委員】 計画中の文章としては特に言うことは無いが、市が回答した去年の虐待件数は明らかに現実が見えない数字ではないか。この数字を市はどのように考えているのか。虐待の通報を周知するというのは、通報を受けとめる市の力量も問われるということである。施設側では、外部へ向けては良いことを言っているが、虐待を受けている障がい者本人には、助けを求めたくても自分では通報できないという人もいる。計画に表記するという事は、通報を受けるに当たり市が力量をどこまで高めていけるのかということでもある。また、通報件数の異常さにも気付いてほしい。
- 【委員長】 文言の表記についてはよろしいか。
- 【委員】 今回の通報義務は甘いと感じている。疑いでも通報してよいし、間違った通報であっても通報した人は守られる。通報する側も守られていることも明記してもよいのではないか。それによって通報件数も増えるのではないだろうか。
- 【委員】 虐待とまではいかななくてもネグレクトなどに当たらないかなどについて、施設内でも話し合いを行っている。そういったケースごとの事案を通報まで行かなくても相談できる場所があれば良いと考える。また、虐待が疑われる家庭などとの面談や相談ができる場所が充実するとい

と思う。

- 【事務局】 通報をした人が守られるということは重要なことであり、文言の追加をしていきたい。障害福祉課の地区のケースワーカーも含め相談の受け入れ態勢についても考えていきたい。
- 【委員】 私は子供の頃から施設で生活していたので虐待は日常的だった。施設に
いるうちは、自分のその後の生活にも影響するので虐待されているとは言えない。施設での虐待は職員の人権感覚がしっかりしていれば防げると考える。職員の研修、人権教育をしっかりしていくことが虐待を減らすことに繋がる。
- 【事務局】 事業所等連絡会も立ち上がったので、研修も含めて人権や虐待の防止については強化していきたい。
- 【委員長】 文言の修正も含めて整理していただきたい。“施策の方向性”の項目で他に意見などはあるか。では次へ。
- 【委員】 “特別支援教育・学校との連携の強化”の項目では、「高等部在学中」という表記が、「在学中」と修正されている。計画策定市民委員会での意見を取り入れて、市に住んでいる在学中の人を全て含む支援という意味で修正されたと理解している。
- 【委員長】 次の多様な活動の場の確保では、“生涯学習支援”の文言の追加があった。文部科学省でも学校卒業後の学習について模索を始めたところである。よろしいか、では次へ。
- 【委員】 “共生社会に向けたまちづくり”の項目で、防犯対策の推進とあるが、この項目が資料1の計画策定のポイントとして記載されている。防災ではなく、なぜ防犯がポイントとして記載されているのか。資料1の意味について伺いたい。
- 【事務局】 資料1に関しては、前回の計画と比べて新たに加えた項目をポイントとして記載しており、防犯対策は新たに盛り込んだ項目である。
また、前回の策定市民委員会において、ユニバーサルデザインについての話し合いのなかで、“誰でもトイレ”を誰でもではなく本当に必要としている人に使用を制限できないかという意見があり、計画策定の市の関係各課長で構成される庁内委員会でも意見交換した。高齢、妊娠中、子ども連れ等誰でも使えるのがユニバーサルデザインなので、制限について記載することは難しいという結果となった。今後、適切に使用してもらえるように広報などを通して啓発し、周知していくということで理解していただきたい。
- 【委員長】 他に意見を願います。よろしいか。ここで、基本理念、基本方針について全体の整合性をとるためにももう一度確認したい。25 ページの理念や方針で、主語は誰なのか確認したい。主語が曖昧になると誰が何のために何をするのか、わかりづらくなってしまう。

- 【事務局】 基本理念では、前段の主語は「障がい者・障がい児」、後段は「誰もが」、全体としては「多摩市は」ということになる。基本方針では、1と2は「障がい者・障がい児」、3は「障がいのある人もない人も」が主語となっている。
- 【委員長】 今の説明に意見などあるか。
- 【委員】 こうした理念などを30年くらい前からみている。「人権を尊重され」と言い続けなければならない理由や、一体誰がなぜ障がい者と健常者を分け隔てているのか。印象としては、障がい者は障がい者の枠の中で支援をしていくといった感がある。障がい者・児の福祉計画であり内容は障がい者への支援の内容になるため、文章を変えてほしいというわけではないが、文言だけを綺麗にするのではなく、問題をどう解決していくのかということが大切であると感じる。
- 【委員】 昔は特別支援教育のことを、障がいがない子と障がいがある子を分けたうえで“障がい児教育を施す”と表現していた。今はグラデーションという言葉を使い、特別支援教育と言葉は入れ替わってはいるが、障害の有無に関わらず、子どもは一人一人違い、特別支援教育という言葉にも違和感を覚えている。また、計画にある理念も、言葉にしなければならないということは分け隔てられているということだと思う。しかしそれが現状なので、書いていかなければ進んでいけないというのもわかる。共生社会に向けて、一人ひとり違っていい、という世の中になってほしい。
- 【委員長】 理念については、この内容でよろしいか。他に意見はあるか。
- 【委員】 “計画の推進体制”という項目で、計画や取り組みを推進していきますとの記載があるが、推進するだけではなく、評価をしたら併せて振り返りも必要である。数年間の計画でもあり見直しと推進などと記載したほうがよいのではないか。
- 【委員長】 今の意見については次のところで整理したい。では、基本理念と基本方針については、共通理解したということよろしいか。基本理念と基本方針を中心として全体の構成について整合性等気になるところがあれば意見をお願いします。また、計画の中で、障がい者基本法についてもあらためて記述したほうがよいのではないか。
- 【事務局】 計画の位置づけとして説明はあるが、あらためて記述させて頂く。
- 【委員長】 全体の流れが見えたところであるが、いかがか。
- 【委員】 実績の数値は、多摩市内のみの実績なのか。日中活動など他市でのサービス利用もあると思うが確認したい。また、サービスについては全体的に文言的にも皆さんの意見により良い計画になると思うが、数値的には、計画の数値が高い日中活動などについては、それを担う支援事業所が充実していないと計画の達成は難しいと考える。活動の場である社会資

源を拡大する必要があるため、事業所支援についても盛り込んでも良いのではないか。具体的でなくても対応について触れておいたほうがいい。また、多摩市では、事業所が新規に開設することが難しい現状があり、その為には“住宅に関する支援”について記載されている居住支援協議会が積極的に多摩市の特徴である UR や都営住宅、市営住宅などの活用を取り入れていく必要がある。居住支援協議会は、ただのチェック機関ではなく、社会資源の活動の場や福祉も含めて取り入れる会であってほしい。都市計画課と福祉事業者をマッチングしている自治体もある。国も建築基準法の改正を視野に入れているところもある。一歩進んだ連携をしてほしい。

【委員長】 今の意見は、計画の内容に盛り込むということによろしいか。

【事務局】 日中活動ということでは、現在の事業所数の状況は資料 2 の 14 ページの状況となっている。こうした事業所も含め支援をしていくということでは、市でも重要な課題と考えており 36 ページで日中活動などの社会参加の促進のところで「多様な活動の場の確保」及び「日中活動支援を行う社会資源への支援の実施」として補助金等も含め方向性を示している。また、居住支援協議会では、住宅に関しては市でも支援していく立場であるが、既存住宅の福祉への転用は様々な壁があり難しい状況がある。ただ社会参加の促進や社会資源への支援について計画の中でも充実を掲げており、法律の改正等も視野に入れ、福祉への転用についても考えながら都市計画課などと連携を図っていきたい。

【委員長】 国の方向性などが変わると、また展開も変わるといった状況ではあるが、先ほどの意見は、将来的な方向性の指摘である点で貴重なものであり、市としても受け止めたうえで対応をお願いしたい。次に、先ほどの意見の計画の進行管理の PDCA について回答をお願いする。

【事務局】 基本計画については、各課との連携により進めるところであり各課の進行状況や評価もしっかり確認をしながら翌年の取組に生かしていきたいと考えており、頂いたご意見については意識して行っていきたい。

【委員長】 その他に意見などあるか。では、12 月に行うパブリックコメントを踏まえ、次回も意見をいただきたい。なければ次の議題に移る。

・多摩市障害福祉計画・多摩市障がい児福祉計画素案（案）について・・資料 3
（事務局より資料に基づき説明が行われた）

【委員長】 主に実績と見込量ということであるが、文言の修正も含めて第 1 章から順番に意見をお願いする。第 1 章第 2 節、第 3 節、第 6 節、について

【事務局】 第 6 節の“第 4 期障害福祉計画の達成状況”の項目で、グループホームの整備については、庁内の委員会での意見もあったため、表記の様に「グ

ループホームに適した土地の確保の難しさ」などの表現に変更の予定である。ご了承願いたい。

【委員長】 了承でよろしいか。では、第5期多摩市障害福祉計画の第2章、第2節の福祉サービス等の確保に関わる目標について。

【委員】 “施設入所者の地域生活への移行”では、「地域移行を希望する方も現状ではほぼ見込みがない」と記載されている。これは希望について何か調査を行ったのか。

【事務局】 特に調査は行っていない。実際に市へ寄せられる意見が少ないということである。

【委員】 地域生活への移行について、施設での虐待も含め実際には施設を出たいという人もいる状況がある中で、調査をしていないというのは疑問に思う。地域に出たいという人がいれば受け入れる等に変更してはどうか。地域移行の希望について調査してほしい。施設だけではなく、特別支援学校から地域に出たいと希望する人もいる。自分の周りだけでも5名はいるので、ここに記載されている目標値の4名を超えることもあると思う。見込みがないという表現は変えたほうが良い。

【事務局】 表現については変更したいと思う。

【委員長】 では次、13ページの福祉施設から一般就労への移行について。15ページのサービス提供体制確保の方策について。21ページの就労移行支援の文言の修正について。27ページの自立生活援助について。では、28から29ページの計画相談支援の見込量数値と文言の加筆修正についてご意見を。

【委員】 計画相談支援の見込み量については、セルフプランは含んでいないのか。

【事務局】 含んでいない。

【委員長】 では次、32ページ地域生活支援事業の理解促進研修・啓発事業の文言修正について。

【委員】 “意思疎通支援事業”について、講習会などに参加した場合に、受付で名前を書いてくださいと言われることがあるが、視覚障がい者には書けない実態がある。また、資料についても読めない。細かく事例をすべて計画に書くことはできないと思うので、「各障がい者への合理的な配慮を行う」といった文言を入れてほしい。

【事務局】 周知も含め考えていきたい。

【委員長】 34ページの住宅入居等支援事業。35ページの意味疎通支援事業。36ページ日常生活用具給付等事業の見込量修正について。

【委員】 日常生活用具給付事業について、給付はありがたいことではあるが、近年は用具が高機能になり便利な反面、使い方が難しくなっている。せっかく給付を受けても使い方がわからずに使用されないこともあるようだ。日常生活用具にはどういった物があるなどについての説明会の実施

や使い方の周知なども検討してほしい。

- 【事務局】 個別の対応も含めて、周知について対応していきたい。
- 【委員長】 38 ページ地域活動支援センター機能強化事業の見込量修正について。では、第2章障害福祉計画全体について他に意見はあるか。なければ続いて第3章障がい児福祉計画について確認をしていく。41 ページ障がい児支援の提供体制の確保に関する考え方について。43 ページの障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築についての修正・加筆。
- 【委員】 放課後等のサービス利用中における災害時に地域や公的機関との連携がうまく図れないのではないかと心配する保護者や施設職員からの声がある。特に子どもの場合には大人とは違う心配がある。防災との連携については何らかの形で計画に盛り込めないか。
- 【事務局】 基本計画には“防災対策の推進”として記載しているが、障がい者・障がい児を問わずあらためて周知について、また、児童に関しては学校との連携も含めて整理したい。やはり大切なことなので緊急時等について防災安全課とも連携しながら進めていきたい。
- 【委員長】 “防災対策の推進”の担当課に教育関係の課が含まれていないが、記載しなくてもよいのか。
- 【事務局】 防災安全課が中心となっているが、注意書きの避難所施設対策部という項目には教育部のことを記載している。
- 【委員】 災害時に保護者も含めて各所を繋ぐ連携のしくみがないので、それが課題であると感じている。
- 【委員】 現状は、それぞれの現場ごとに対応している状況となっている。現場での声がようやく出てきたところである。繋ぐためのシステムができていないので入れ込んでほしい。
- 【委員長】 今後の課題と思うので考えていっていただきたい。では、46 ページの相談支援について。47 ページの保育所等訪問支援のサービス内容の修正について。では、49 ページの放課後等デイサービス見込量の説明文について。
- 【委員】 放課後等デイサービスは利用者数やサービス量の伸びが著しいが、この先も増加が見込まれるということならば、サービスの質の担保も重要である。費用の増加も予測されるので、厚労省がサービス量の削減という方向性に向かうのではないかと。市としてはそのようなことを見込んでいるか。
- 【事務局】 規制があったとしても、それは適正な質の確保のための規制となると考えている。利用者の削減といったことは市の方針として考えていない。必要なサービスについては提供していきたいと考える。
- 【委員長】 他に意見はあるか。今後、パブリックコメントにかけていくが、全体を通して意見はないか。

- 【委員】 第2章だが、精神障がいの方の地域移行について、計画に記載され、流れとしても地域移行へと向かっていくものであると考えるが、実態としては非常に流動的であると感じている。3年の計画の中では数値も動いていくと考えられるところでは、実態に則して考えていくという考え方もいいのではないか。
- 【事務局】 地域移行を進めていくことについては、協議の場を設置することを目指しており、地域移行を希望する方にはサービスが行き届くように体制を整えていきたいと考えている。
- 【委員長】 他には全体を通して意見などないか。では、障がい者基本計画と障害福祉計画・障がい児福祉計画の審議はここまでとする。なければ本日は終了とする。

・その他

次回日程 平成30年1月23日（火）

- 【事務局】 これまで審議いただいた意見を反映した素案を、パブリックコメントとして公開し、市民の皆様から広く意見を募集したいと思っている。市の経営層からは、基本計画の前段で今期の振り返りが無いとの意見をいただいたので加筆し、あらためて12月4日の経営会議に諮り、12月9日から平成30年1月4日までを意見募集の期間とする予定である。また、12月12日に差別解消法の成立に関わった方をお招きして、多摩市主催の講演会を予定している。当日は、会場で“心つなぐはんどぶっく”の配布をする予定である。

・閉会

以上